平成２９年（フ）第１７９号
群馬県高崎市箕郷町下芝726番地９
債務者　湯浅　幸世
１　決定年月日時　平成29年７月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石渡　啓介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月30日午前11時
５　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３７号
山梨県南都留郡山中湖村平野506番地の296中区５－109
債務者　坂本　政公
１　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　倉内　信崇
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月24日午後１時45分
５　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第３８号
山梨県南都留郡山中湖村平野506番地の296中区５－109
債務者　坂本　芳美
１　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　倉内　信崇
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月24日午後１時45分
５　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第４６号
山梨県大月市大月町真木4142番地１
債務者　奥秋　一高
１　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中野　宏典
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月24日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第１２８号
三重県松阪市中林町439番地７
債務者　岡田　勝幸
１　決定年月日時　平成29年７月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　池田　仁美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月20日午前10時
５　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１２６号
滋賀県彦根市高宮町1423番地（211号）
債務者　楠目　純之
１　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　日比野貴子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月６日午前11時
５　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第８８号
滋賀県彦根市栄町２丁目１番43号
債務者　谷口　裕文
１　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　毛利　聖紀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月６日午後１時15分
５　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第１５３号
奈良県生駒郡三郷町立野南２丁目19番24―410号
債務者　稲澤　哲郎
１　決定年月日時　平成29年７月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上﨑　智代
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月３日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２４０号
岡山県玉野市田井２丁目14番18号
債務者　津島　泰弘
１　決定年月日時　平成29年７月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡部　宗茂
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月18日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５６３号
広島市西区古江東町20番21―202号
債務者　高田　哲洋
１　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福田　　浩
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月23日午前10時
５　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５６４号
広島市佐伯区美鈴が丘南３丁目２番５号
債務者　髙田　泰典
１　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福田　　浩
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月23日午前10時
５　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１０号
徳島県名西郡石井町石井字石井317番地１
債務者　桒村　美徳
１　決定年月日時　平成29年７月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森本　健夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月25日午後４時45分
５　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３６号
佐賀県唐津市和多田用尺12番35号　吉田アパート８号
債務者　江口喜代美
１　決定年月日時　平成29年７月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮原　貞喜
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月26日午前10時
５　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第３７８号
北九州市小倉北区香春口２丁目５番１号
債務者　神代　智惠
１　決定年月日時　平成29年７月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３８１号
北九州市小倉南区上吉田３丁目４番39―508号
債務者　林田　安子
１　決定年月日時　平成29年７月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３５２号
北九州市戸畑区土取町12番６―405号
債務者　松尾　勇二
１　決定年月日時　平成29年７月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３７１号
北九州市八幡西区大平１丁目12番18号
債務者　安永　亮太
１　決定年月日時　平成29年７月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部